

令和7年秋の全国交通安全運動実施要綱

1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和7年9月21日（日）から30日（火）までの10日間

3 交通事故死ゼロを目指す日

令和7年9月30日（火）

4 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

（岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体名簿のとおり）

5 運動の重点

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

6 運動の重点の趣旨と推進項目

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

全国の交通事故を見ると、交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高く、特に夜間における歩行中の交通事故による死者数が多くなっている。また、歩行者側にも、走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断等の法令違反が認められる。このため、歩行者に対し、安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ衣服等の着用促進、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る必要がある。

さらに、次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童の死者・重傷者では歩行中や自転車乗車中の割合が高く、特に、歩行中児童の死者・重傷者は登下校中の割合が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況である。また、歩行中の交通事故による死者数のうち65歳以上の高齢者の占める割合が高いことにも留意が必要である。

【推進項目】

ア 歩行者の交通ルール理解・遵守の徹底

- ・ 歩行者側にも走行車両の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥など、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組を推進する。
- ・ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組を推進する。
- ・ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- ・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組を推進する。
- ・ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。

イ 歩行者の交通事故防止対策

- ・ 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
- ・ 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動を推進する。
- ・ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進する。
- ・ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。
- ・ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等を推進する。

(2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

全国では、近年、スマートフォン等を使用しながら自動車を走行させる「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあるほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。また、例年、日の入り時刻が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発しているほか、死亡事故の第1当事者の多くは自動車の運転者で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。このため、自動車等の運転者に対して、ながらスマホや飲酒運転等の根絶と、夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進を図る必要がある。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれて低下する傾向にあるほか、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有人口当たりでみると、75歳未満の運転者と比較して多く発生しており、その要因としてハン

ドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

【推進項目】

ア ながらスマホの根絶

- ・ 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発を推進する。
- ・ 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。

イ 飲酒運転の根絶

- ・ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。
- ・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組を推進する。

ウ 妨害運転等の防止対策

- ・ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

エ 夕暮れ時以降の交通事故防止対策

- ・ 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- ・ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組を推進する。
- ・ 夜間の対向車や先行車がいらない状況におけるハイビームの活用を促す取組を推進する。
- ・ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組を推進する。

オ 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ・ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。
- ・ 横断歩道等に歩行者等がいらないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。

カ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- ・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。

- ・ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進する。
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

キ 高齢運転者の交通事故防止対策

- ・ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進する。
- ・ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発を推進する。

ク 二輪車の運転者に対する広報啓発

- ・ 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- ・ 若年層のみならず中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発を推進する。
- ・ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発を推進する。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

全国の情勢として、自転車乗用中の交通事故死傷者数は、15歳以上19歳以下の若年層の割合が顕著に高く、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。また、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。さらに、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、自転車運転者のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設され、令和6年11月1日から施行されたほか、令和8年4月1日からは、自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。また、特定小型原動機付自転車に関しては、16歳未満の運転禁止や車道通行の原則など、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者を始め、広く国民に対し、自転車の通行場所を始めとする交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していくことが必要である。

【推進項目】

ア 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知

- ・ 令和8年4月1日から交通反則通告制度が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。
- ・ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発を推進する。
- ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。

イ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- ・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組を推進する。
- ・ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。
- ・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。
- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進する。

ウ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組を推進する。

7 運動の進め方及び効果の検証

各実施機関・団体は、相互に連携、協力し、地域一体となった運動が展開されるよう、組織の特性に応じた取組みや情報通信技術の普及も踏まえた、多様な形態の運動を推進する。

8 効果の検証

運動終了後には、その効果の評価を行い、実施結果を把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう努める。

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体（順不同）		
官公庁等	中日本高速道路㈱	(一社)岐阜県農業会議
岐阜県	日本郵便㈱東海支社	岐阜県農業協同組合中央会
岐阜県警察	(一社)岐阜県指定自動車教習所協会	(一社)ぎふ総合健診センター
岐阜県教育委員会	中部鉄道協会	(一社)岐阜県観光連盟
各市町村	(一社)岐阜県自動車会議所	(一社)岐阜県経営者協会
各市町村教育委員会	(公社)岐阜県バス協会	(一財)岐阜県消防協会
岐阜地方検察庁	岐阜県タクシー協会	(公財)岐阜県防犯協会
中部運輸局岐阜運輸支局	(一社)岐阜県トラック協会	(一社)岐阜県警備業協会
岐阜地方気象台	(一社)岐阜県自家用自動車協会	(一社)岐阜県危険物安全協会
岐阜労働局	(一社)岐阜県自動車整備振興会	岐阜県中小企業団体中央会
中部地方整備局各事務所	岐阜県自動車販売店協会	岐阜県商工会議所連合会
岐阜地方法務局	岐阜県自転車軽自動車商協同組合	岐阜県商工会連合会
岐阜地方裁判所	岐阜県軽自動車協会	(一社)岐阜県建設業協会
岐阜家庭裁判所	岐阜県中古自動車販売協会	岐阜県砂利協同組合
岐阜県市長会	岐阜県レンタカー協会	岐阜県石油商業組合
岐阜県町村会	岐阜県自動車車体整備協同組合	岐阜県森林組合連合会
岐阜県市議会議長会	岐阜県自動車電装品整備商工組合	岐阜県木材協同組合連合会
岐阜県町村議会議長会	軽自動車検査協会岐阜事務所	岐阜県小売酒販組合連合会
教育関係団体等	(一社)日本二普協 岐阜県二輪車普及安全協会	岐阜県生コンクリート工業組合
岐阜県都市教育長会	損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所	全岐阜県生活協同組合連合会
岐阜県町村教育長会	(独)自動車事故対策機構岐阜支所	岐阜県民共済生活協同組合
岐阜県保育研究協議会	自動車安全運転センター岐阜県事務所	交通安全関係団体
岐阜県高等学校長協会	岐阜県自動車共済協同組合	各市町村交通安全対策協議会
岐阜県小学校長会	岐阜県農業機械商業協同組合	岐阜県交通安全女性協議会
岐阜県中学校長会	(公財)日本道路交通情報センター岐阜センター	各交通安全女性団体
岐阜県公立幼稚園・こども園長会	(一社)日本自動車連盟岐阜支部	各幼児交通安全クラブ
(一社)岐阜県私立幼稚園連合会	(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	(一財)岐阜県交通安全協会
岐阜県PTA連合会	その他の関係団体	各地区交通安全協会
岐阜県高等学校PTA連合会	岐阜県美容業生活衛生同業組合	報道機関
岐阜県専修学校各種学校連合会	岐阜県理容生活衛生同業組合	日本放送協会
青少年・地域・福祉団体等	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	岐阜放送㈱
岐阜県自治連絡協議会	生活衛生同業組合岐阜県映画協会	㈱C B C テレビ 岐阜支社
岐阜県保護司会連合会	岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	東海テレビ放送㈱
ボーイスカウト岐阜県連盟	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	東海ラジオ放送㈱
ガールスカウト岐阜県連盟	岐阜県料理生活衛生同業組合	名古屋テレビ放送㈱
(一財)岐阜県子ども会育成連合会	岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	中京テレビ放送㈱
岐阜県スポーツ少年団	岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	㈱岐阜新聞社
岐阜県少年少女合唱連盟	岐阜県飲食生活衛生同業組合	㈱中日新聞社
(特非)岐阜県青年のつどい協議会	岐阜県食肉生活衛生同業組合	㈱毎日新聞社
岐阜県公民館連合会	岐阜県鮪商生活衛生同業組合	㈱朝日新聞社
(社福)岐阜県社会福祉協議会	岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	㈱読売新聞社
(一財)岐阜県地域女性団体協議会	各ライオンズクラブ	㈱日本経済新聞社
(一財)岐阜県老人クラブ連合会	各ロータリークラブ	㈱中部経済新聞社
(一社)岐阜県聴覚障害者協会	(一社)岐阜銀行協会	㈱日刊工業新聞社
(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜県信用金庫協会	㈱時事通信社
(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	(一社)東海信用組合協会	(一社)共同通信社
(公社)岐阜県青少年育成県民会議	岐阜県弁護士会	㈱エフエム岐阜
交通・運輸関係団体等	(一社)岐阜県医師会	
東海旅客鉄道㈱東海鉄道事業本部	(公社)岐阜県歯科医師会	